

富士見市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定

富士見市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携し、それぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、市民サービスの向上等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項（以下「連携事項」という）について、業務に支障のない範囲で取り組むものとする。

- (1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること
- (2) 地域経済の活性化に関すること
- (3) 未来を担う子どもの育成に関すること
- (4) 災害時における協力に関すること
- (5) その他、地方創生及び市民の利便性向上に関すること

2 前項各号に掲げる事項について、細目を定める必要が生じた場合は、甲乙協議の上、覚書を取り交わすこととする。

3 甲及び乙は、第1項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要に応じ協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

（協力郵便局）

第3条 本協定の協力郵便局は、別表に定める郵便局とする。

（免責）

第4条 乙は、第2条に定める連携事項による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項において知り得た相手方の秘密情報を、相手方の承諾なく、第三者に開示又は提供してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

(協定内容の変更)

第7条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申出た場合は、甲乙協議の上、内容の変更を行うものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

附 則

この協定の締結をもって、平成29年5月22日に締結した「地域における協力に関する協定」及び「災害発生時における相互協力に関する協定」は廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和7年3月10日

甲 埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1
富士見市
富士見市長 星野光弘

乙 埼玉県入間郡三芳町藤久保320
日本郵便株式会社
三芳郵便局長 北川克美

別表

事業所名	所在地
三芳郵便局	入間郡三芳町藤久保 3 2 0
富士見南畑郵便局	富士見市上南畑 3 3 0 - 1
富士見鶴瀬東郵便局	富士見市鶴瀬東 2 - 1 5 - 1 4
富士見鶴瀬西郵便局	富士見市鶴瀬西 2 - 2 3 - 2 9
富士見東台郵便局	富士見市水子 4 4 6 3 - 1
富士見勝瀬郵便局	富士見市勝瀬 7 2 8 - 1
三芳北永井郵便局	入間郡三芳町北永井 3 7 6 - 4
富士見水谷東郵便局	富士見市水谷東 2 - 1 2 - 1 8
富士見みずほ台郵便局	富士見市西みずほ台 1 - 1 2 - 1
富士見羽沢郵便局	富士見市羽沢 1 - 3 1 - 3
三芳みよし台郵便局	入間郡三芳町みよし台 6 - 2 3

安心・安全な暮らしの実現に関する覚書

富士見市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）との間に締結した「富士見市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定」第2条第2項の規定に基づき、同協定書第2条第1項第1号に掲げる事項について、次のとおり定めるものとする。

（目的）

第1条 この覚書は、地域において甲乙間が協力し、住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、富士見市内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲で甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供することにより、甲に協力するものとする。

なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

- (1) 市内の高齢者、障がい者及び子どもその他の住民等の何らかの異変に気付いた場合
- (2) 道路の損傷等を発見した場合
- (3) 不法投棄が疑われる廃棄物等を発見した場合
- (4) 管理が行き届いていない状態の空家等を発見した場合

2 前項の規定により乙が情報を提供した場合において、甲は、その個別の事実を第三者に開示しないものとする。

（その他）

第3条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和7年3月10日

甲 埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1
富士見市
富士見市長 星野光弘

乙 埼玉県入間郡三芳町藤久保320
日本郵便株式会社 郵便局代表
三芳郵便局長 北川克美

災害時における協力に関する覚書

富士見市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）との間に締結した「富士見市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定」第2条第2項の規定に基づき、同協定書第2条第1項第4号に掲げる事項について、次のとおり定めるものとする。

（目的）

第1条 この覚書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づき、富士見市内で発生した地震及びその他災害時において、甲乙間が協力し、必要な対応を円滑に遂行することを目的とする。

（定義）

第2条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に定める被害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第2条第4号に定める武力攻撃災害を言う。

（協力要請）

第3条 甲及び乙は、富士見市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。ただし、武力攻撃災害の場合は、甲乙協議の上、決定することとする。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供
(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両を除く。)
- (2) 甲又は乙が収集した避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報共有
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法（平成22年法律第118号）適用時における郵便業務に係る以下の災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項^(注)
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (8) 甲又は乙が所有し、又は管理する場所の提供
- (9) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布及び回収を含む。

(協力の実施)

第4条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その緊急性を鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第5条 第3条に規定する協力要請に対して、協力したものが要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、甲乙協議の上、適正な方法により算出した金額を、要請したものが負担する。

(災害情報連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、この覚書に定める事項を円滑に実施するため、甲乙双方の連絡先、連絡責任者を協議の上、別途定めるものとする。なお、連絡責任者等に変更が生じた場合は、速やかに相手方に連絡するものとする。

(その他)

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和7年3月10日

甲 埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1
富士見市
富士見市長 星野光弘

乙 埼玉県入間郡三芳町藤久保320
日本郵便株式会社 郵便局代表
三芳郵便局長 北川克美